

# 建築物環境配慮指針

広島市告示第282号

平成21年6月30日

広島市地球温暖化防止等の推進に関する条例（平成21年広島市条例第31号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、建築物環境配慮指針を次のとおり定め、平成22年4月1日から施行する。

広島市長 秋葉 忠利

## 1 建築物に係る環境への配慮に関して講ずべき措置

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物について、環境への負荷の低減及び環境品質の向上を図るため、次に掲げる措置を実施するものとする。

### (1) 建築物の環境負荷低減

#### ア エネルギー使用の合理化

- (ア) 建物の熱負荷抑制
- (イ) 自然エネルギーの有効利用
- (ウ) 設備システムの高効率化
- (エ) エネルギーの効率的運用

#### イ 資源・建築材料の適正な利用

- (ア) 水資源の保護
- (イ) 非再生性資源の使用量削減
- (ウ) 汚染物質含有材料の使用回避

#### ウ 敷地外環境の保全

- (ア) 地球温暖化への配慮
- (イ) 地域環境への配慮
- (ウ) 周辺環境への配慮

### (2) 建築物の環境品質向上

#### ア 室内環境品質の向上

- (ア) 音環境の向上
- (イ) 温熱環境の向上
- (ウ) 光・視環境の向上
- (エ) 空気質環境の向上

#### イ サービス性能の向上

- (ア) 機能性の向上
- (イ) 耐用性・信頼性の向上
- (ウ) 対応性・更新性の向上

#### ウ 室外環境（敷地内）品質の向上

- (ア) 生物環境の保全と創出
- (イ) まちなみ・景観への配慮
- (ウ) 地域性・アメニティへの配慮

## 2 評価方法

上記に示す講ずべき措置に関する評価は、CASBEE広島（広島市建築環境総合性能評価システム）を用いて行うものとする。

ただし、仮設建築物、壁を有しない建築物、自動車車庫その他これらに類する建築物で、CASBEE広島で評価することが適切でないと市長が認めたときは、他の方法によることができる。

## 3 建築物環境計画書の提出等

### (1) 建築物環境計画書の提出

条例第22条第1項又は条例第25条第1項の規定による建築物環境計画書の提出は、所定の様式に付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、内外仕上表及び環境性能の評価を行う上で根拠となる数値や仕様等の内容が分かる図書を添えて行わなければならない。

ただし、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出の添付資料で確認できる図書については省略することができる。

### (2) 建築物環境計画書の変更の届出

条例第22条第2項（第25条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築物環境計画書の変更の届出は、所定の様式に(1)で提出した図書のうち変更箇所を明示した図書を添えて行わなければならない。